

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第3号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 総務部 人事課	所管課等長氏名 卷 田 直 樹
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (2) 人事管理費雑入 ・貸与規則の適正な整備について 市が貸与する職員住宅については、松山市職員住宅貸与規則に名称及び所在地等が定められているが、実際に貸与している普通住宅の所在地の一部が、規則で定められている所在地と一致していない状況が見受けられた。実際に貸与している普通住宅の所在地が規則と一致していない理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について (2) 人事管理費雑入 ・貸与規則の適正な整備について 貸与している職員住宅の所在地と、規則上の所在地との不一致については、確認不足が原因でした。 改善に向けた取組を検証する中で、職員の個人情報保護の観点から、規則上の所在地の記載を削除することが妥当と判断し、令和7年3月に規則改正を行いました。 改正以降、住宅の名称及び所在地等は、確認を徹底した上で、毎年度、個別に決裁文書で定めています。

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和6年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年4月21日付松監第3号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 競輪事務所	所管課等長氏名 岡 本 徹 也
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について （５）雑入 ・普通財産の貸付事務について 市が管理する普通財産（建物）の貸し付けについては、松山市財務会計規則に基づく管財課長の承認及び貸付料の算出方法がなされておらず、また、松山市職務権限規則に基づく専決者への決裁、財政課の合議もなされていない状況が見受けられた。 各規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。 3 備品の管理状況について ・備品の適正管理について 備品の管理状況について確認したところ、既に不用品として処分されているにもかかわらず、廃棄処分の処理をしていないものが 6 件、備品シールの貼付漏れが 9 件見受けられた。 当該対象となった備品以外にも廃棄処分の処理漏れ等がないか調査を行うとともに、今回廃棄処理漏れ等となった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な管理を徹底されたい。	1 収入事務について （５）雑入 ・普通財産の貸付事務について 担当者の規則についての認識不足により各規則に沿った事務処理ができていなかった。松山市財務会計規則に基づき管財課長の承認を受け、貸付料の算出を行い、松山市職務権限規則に基づき専決者への決裁、財政課の合議を行った。 なお、貸付の相手方である（株）チャリ・ロトと協議し、令和 7 年度から上述の処理に基づいた契約を行う旨で合意を得、契約手続きを行った。 3 備品の管理状況について ・備品の適正管理について 指摘事項については、令和 6 年度中に対応済み。 なお、今回、廃棄処理漏れ等となった理由は、たな卸し時の確認作業が不十分であったことが主な要因であるため、今後はたな卸しの作業要領に従い、適切な管理に努める。